

平成 21 年 9 月 14 日

総務省

「国勢調査の変更について」の答申に関する統計委員会委員長談話について

本日の統計委員会で、平成 22 年に実施される「国勢調査」について答申が行われました。この件について、別紙のとおり統計委員会委員長の談話が出されましたので、お知らせいたします。

参考資料

(参考 1) 国勢調査の概要

(参考 2) 諮問第 18 号の答申 国勢調査の変更について

(参考 3) 統計委員会委員名簿

連絡先

内閣府大臣官房統計委員会担当室

参事官補佐 谷道 正太郎

主 査 神 朋哉

電話：03-3519-3801（直通）

総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査
官室

副審査官 内山 昌也

主 査 平田 道大

電話：03-5273-1147（直通）

「国勢調査の変更について」の答申に関する統計委員会委員長談話

本日の統計委員会において、来年に行われる予定の平成 22 年国勢調査の実施に関し、国勢調査の調査計画についての答申を取りまとめ、総務大臣に提出した。

国勢調査は、世界に類を見ない急速な高齢化、低い出生率と生産年齢人口の減少、産業・職業の就業構造の変化、都市圏への人口集中と地方圏からの人口流出、国際化に伴う外国人の増加など、現在、我が国が直面している社会・経済の諸課題に適切に対応していくためには欠くことのできない重要なデータを提供するものである。

前回の国勢調査では、個人情報保護に関する国民意識の変化や、ライフスタイルの多様化等を背景として、過去に例のない調査実施上の課題が多く顕在化したところであり、これらの課題に対して見直しを行うことが求められていた。

このため、今回の平成 22 年国勢調査の調査計画では、調査環境の変化を踏まえ、調査手法を大きく見直し、調査票の封入提出や郵送での回収、さらに、一部のモデル地域ではインターネットによる提出も可能とするなど、調査の円滑かつ的確な実施のための改善が図られており、統計委員会としても適当であるという答申を行った。

統計委員会委員長としても、今回の見直しにより、昼間不在世帯や接触が困難な世帯等への回収率の向上が期待されることから、社会経済情勢がより正確に把握され、国民のさまざまな意思決定や政策決定に有用な精度の高い情報が提供されることを確信している。

国民の皆様におかれては、個人情報の保護に一層の注意を払うとともに調査票の記入・提出をより容易にする等の改善を図った今回の見直しの趣旨をご理解いただき、調査へのご協力を是非ともお願いしたい。また、調査の実施に際しては、調査員の方々を始め調査関係者の特段のご尽力をお願いすることはもちろん、調査の円滑な実施のために各方面からのご支援をいただきたい。

平成22年国勢調査の概要

目的

- 統計法（平成19年法律第53号）第5条第2項の規定に基づき、国内の人・世帯の実態を把握するとともに、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的として実施するもので、国の最も基本的な統計調査である。
- 大正9年以降ほぼ5年ごとに実施されており、平成22年に実施される調査は19回目の調査となり、10年ごとに実施される大規模調査に当たる。

概要

- 調査時期 : 平成22年10月1日
- 調査対象 : 平成22年10月1日現在、我が国に常住するすべての人
ただし、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員等及び外国軍隊の軍人・軍属並びにこれらの家族を除く
- 調査事項 : 【世帯員に関する事項】
男女の別、出生の年月、就業状態など15事項
【世帯に関する事項】
世帯の種類、住居の種類、住宅の建て方など5事項
- 調査方法 : <調査票の配布>
調査員が世帯と面接し、記入依頼を行った上で調査票を配布

<調査票の回収>
調査員（全封入）、郵送又は（一部地域においては）オンラインによる回収

<フォローアップ回収>
所定の期間内に調査票が提出されていない世帯については、調査員が当該世帯を訪問して調査票を直接回収
- 調査の流れ :



結果利用

- 法定人口としての利用
衆議院議員の小選挙区の固定基準、都道府県・市町村議会の議員定数の決定、地方交付税の算定基準 等
- 行政施策の基礎資料としての利用
保育所の整備・充実など、安心して子供を産み育てる環境の整備など少子化対策の基礎資料、高齢者福祉施策の基礎資料 等
- 各種標本調査の抽出フレームとしての利用
労働力調査、家計調査等の抽出フレーム 等
- 学術、教育、民間など広範な分野で利用
人口学・地理学、将来人口の推計の基礎資料 等

平成 21 年 9 月 14 日

総務大臣
佐藤 勉 殿統計委員会委員長
竹内 啓諮問第 18 号の答申
国勢調査の変更について

本委員会は、国勢調査の変更について審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 承認の適否

統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 10 条各号の要件に適合しているため、変更を承認して差し支えない。

ただし、以下の「2 理由等」で指摘した事項については、修正が必要である。

2 理由等

(1) 調査事項

ア 総務省は、「従業上の地位」を把握する調査事項における「雇われている人」の区分を「常雇」及び「臨時雇」の 2 区分から「正規の職員・従業員」、「労働者派遣事業所の派遣社員」及び「パート・アルバイト・その他」の 3 区分に変更する計画である。

これについては、雇用形態の実態の一層的確な把握に資するものであることから、適当である。

イ 総務省は、「5 年前の住居の所在地」を把握する調査事項において、従来把握の対象としていなかった 5 歳未満の子供について、その移動情報を得るため、出生当時にふだん住んでいた住居の所在地を把握する計画である。

これについては、すべての年齢層について人口移動をとらえる統計が整備され、地域別の将来人口のよりの確な推計につながるものであることから、適当である。

ただし、「5 年前の住居の所在地」については、市町村合併による市町村の名称に変更がある場合の混乱を防ぐ観点から、調査時点（平成 22 年 10 月 1 日時点）の市町村の名称を記入するものであることを調査票に明記することが必要である。

ウ 総務省は、「家計の収入の種類」を把握する調査事項を削除する計画である。

国勢調査で把握される「家計の収入の種類」については、①世帯の記入に対する忌避感が大きい事項であること、②政策における利用状況が他の調査事項と比較し低い事項であること、また、③他の公的統計において代替情報が確保されている事項であることから、国勢調査における「家計の収入の種類」の削除は適当である。

エ 総務省は、「就業時間」を把握する調査事項を削除する計画である。
国勢調査で把握される「就業時間」については、雇用形態を把握するために、従前の「従業上の地位」の「雇われている人」の区分と組み合わせて集計していたものである。上記アで記載した雇用形態の把握方法の変更に伴い、国勢調査では、「就業時間」の把握の必要性が他の調査事項と比較し低下することに加え、他の公的統計において代替情報が確保されていることから、国勢調査における「就業時間」の削除はやむを得ない措置である。

オ 総務省は、「住宅の床面積」の回答方法を実数記入方式から選択肢方式に変更する計画である。

これについては、過去の調査において回答しにくいと感じる世帯の割合が高かったことを踏まえ、記入の簡素化を図るものであることから、適当である。

(2) 調査方法等

ア 総務省は、個人情報保護意識の高まり及び昼間不在世帯等の増加による国勢調査を取り巻く環境の変化に伴い、調査票の封入提出方式を全面的に導入するとともに、郵送による調査票の提出を、さらに、モデル地域として指定する地域ではインターネットによる回答も可能とする計画である。

封入提出方式の全面導入については、調査票の記入内容を調査員に見られたくないとする世帯の抵抗感を和らげ、調査票の円滑な提出を可能とする措置である。

郵送提出方式の併用及びモデル地域におけるインターネット回答方式の併用については、昼間不在世帯等による調査票の円滑な提出を可能とする措置である。

また、調査方法の変更に併せ、「調査票の記入のしかた」の工夫など、未記入や誤記入を未然に防ぐための措置を講じることとしている。

さらに、調査票の回収段階では、調査員が調査票を配布したすべての世帯を訪問し、調査票の提出を促す措置を講じることとしている。

併せて、調査票が提出されていない世帯に対しては、調査員が直接訪問し調査票を回収する措置を講じるとともに、回答が得られなかった世帯については、従来の聞き取り調査に加え、住民基本台帳等の活用及び統計法第15条に基づく関係者への質問等による調査票の補完を行い、精度を確保するための措置も講じることとしている。

以上のことから、調査方法等の変更は適当である。

イ 総務省は、調査に関する照会に対応するコールセンターを設置する計画である。

これについては、調査方法の変更に伴う事務の輻輳化による市町村の負担軽減を図る一方で、調査員指導など実査業務への対応の充実を図るための措置であり、調査の円滑かつ効率的な実施に資するものであることから、適当である。

(3) 集計事項

ア 総務省は、非正規雇用、高齢者等に関する集計を拡充する計画である。

これについては、産業構造の変化、高齢化社会の進行に対応し、我が国の実態を一層的確に把握するものであることから、おおむね適当である。

しかしながら、①増加する外国人の実態を把握する統計を充実させる観点から、外国人の教育に関する集計事項を追加するとともに、②母子又は父子

世帯の実態を把握する統計を充実させる観点から、母子又は父子世帯の配偶関係の集計に利用する分類区分の充実を図る必要がある。

イ 総務省は、「人口速報集計」及び「産業等基本集計（第2次基本集計）」の公表時期を延伸する計画である。

これについては、調査方法の変更に伴い、調査票の回収に係る期間が長期化するとともに、市町村事務全体の負担軽減を図りつつ、結果精度を維持するため、産業大分類の格付事務をこれまでの市町村に代わって独立行政法人統計センターにおいて一括して行う方式に変更することに伴うものであり、やむを得ない措置である。

ウ 総務省は、「職業等基本集計（第3次基本集計）」等の公表時期を早期化する計画である。

これについては、公表の早期化に対する要望に応えるものであり、適当である。

エ 総務省は、「人口速報集計」における集計の対象を「総人口」及び「総世帯数」に限定し、「男女別人口」の集計については、「抽出速報集計」等に委ねる計画である。

これについては、調査方法の変更、これに起因する公表時期への影響、また、政策における利用状況を考慮した結果であることから、やむを得ない措置である。

3 今後の課題

平成27年に実施する国勢調査の企画に当たっては、平成22年に実施する国勢調査の実施状況及び社会経済情勢の変化やニーズを踏まえ、調査事項、調査方法等について、更に改善を検討する必要がある。

なお、調査票の紙面の制約を解消するとともに、調査票の記入しやすさを向上させる観点から、今後の世帯構成の推移を踏まえ、調査票様式について「4名連記式」から「3名連記式」への変更の可否等を検討する必要がある。

統計委員会委員名簿

平成21年4月1日現在

委員長	竹内 啓	東京大学名誉教授
委員長代理	吉川 洋	東京大学大学院経済学研究科教授
委員	阿藤 誠	早稲田大学人間科学学術院特任教授
	井伊 雅子	一橋大学国際・公共政策大学院教授
	大沢 真知子	日本女子大学人間社会学部教授
	大守 隆	日本計画行政学会常務理事
	佐々木 常夫	(株)東レ経営研究所代表取締役社長
	出口 弘	東京工業大学大学院総合理工学研究科教授
	野村 浩二	慶應義塾大学産業研究所准教授
	廣松 毅	情報科学学術院大学院大学情報科学学術院研究科教授
	舟岡 史雄	信州大学経済学部教授
	門間 一夫	日本銀行調査統計局長
	美添 泰人	青山学院大学経済学部教授